

# 店舗の外観・内装の 商標制度による保護等について

**令和元年 8 月  
特許庁**

# 目次

## 1. 検討の背景 (2~6頁)

- 1-1. 第4回商標制度小委員会の概要
- 1-2. 平成30年度調査研究報告書の概要
- 1-3. 店舗の外観・内装の保護を認めた裁判所の判断例
- 1-4. 改正意匠法による空間デザインの保護の概要

## 2. 現行制度の概要 (7~9頁)

- 2-1. 現行の立体商標制度の概要 内装の例
- 2-2. 現行の立体商標制度の概要 外観の例
- 2-3. 現行の立体商標制度の課題

## 3. 諸外国の状況 (10~13頁)

- 3-1. 米・欧・韓・中との比較
- 3-2. 海外の店舗の外観・内装の例

## 4. ユーザーの意見 (14~16頁)

- 4-1. 店舗の外観・内装の保護の二一ズ
- 4-2. 店舗の外観・内装に関する制度見直しへの懸念点

## 5. 対応の方向性 (17頁)

## 6. 関連規定等 (18~24頁)

- 6-1. 関連規定 [商標法]
- 6-2. 関連規定 [商標法施行規則]
- 6-3. 関連する審査運用

## 1-1. 第4回商標制度小委員会の概要

- 第4回商標制度小委員会（平成30年12月）

### <対応の方向性>

今年度、特許庁では店舗の外観・内装の保護に関する**調査研究**を実施している。調査研究では、海外の制度・運用及び事例、国内ユーザーの要望及び問題意識を把握するとともに、我が国商標制度上の法制面・運用面の論点を整理する予定である。

調査研究の結果及び意匠制度小委員会の議論を踏まえ、**商標制度において店舗の外観・内装を保護する場合の権利範囲の特定方法等について、具体的に検討を進めてはどうか**。（同小委員会 資料3「店舗の外観・内装の商標制度による保護について（案）」より抜粋）



- 店舗の外観・内装の権利範囲の特定方法等について、検討をすることに対して小委員会の了解を得た。
- 委員からの意見、留意点も踏まえて次の段階に進めることとなった。

# 1-2. 平成30年度調査研究報告書の概要-1

## 目的

**店舗の外観・内装を保護**するにあたっての、

- ① **各国・地域の保護規定・保護対象**の把握、及び、
- ② 我が国商標制度における **課題の整理**

## 調査内容

海外質問票調査（15か国・地域）、国内質問票調査（141件回収）、国内ヒアリング調査（企業10社、関係団体3者）を実施した。

### 海外質問票(15か国・地域\*)

店舗の外観・内装に関する出願について、

- ・ 商標の説明が必要か ⇒ 必須8、任意5、不要2か国・地域
- ・ 商標見本において内装等の端が切れている ⇒ 9か国・地域で登録可
- ・ 外観・内装を1つの商標で登録できるか ⇒ 12か国・地域で登録可

### 国内質問票(141件回収)

外観・内装に特徴のある店舗を運営している企業48社のうち、

- ・ 現行制度の保護について不便を感じている者 ⇒ 約4割
- ・ 店舗の外観・内装について、商標制度の見直しを行うことが望ましいと考える者 ⇒ 約6割

\* 米国、欧州、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国、台湾、シンガポール、ロシア、スウェーデン、スペイン、フィリピン、メキシコ

## 1-2. 平成30年度調査研究報告書の概要-2



### 国内ヒアリング(企業10社、関係団体3者)

出願の対象を特定するにあたっては、図面だけでなく文章で説明をしたいという意見が多く聞かれた。また、商標を図面だけでなく文章による説明によって具体的に特定することで権利行使がしやすくなるのではないかという意見があった。

### 調査研究委員会

店舗の外観・内装の保護に関し、制度の見直し(A案・B案)と、審査運用の見直しについて、有識者による調査研究委員会において検討を行った。

- **A案**：立体商標、位置商標、色彩のみからなる商標等を組み合わせた商標を新しいタイプの商標として認め、登録により保護を与える案。権利範囲が広くなり得るのがメリットだが、諸外国の制度との整合性が低く、第三者の商標選択の幅が狭まることや、調査負担が増大するとの懸念もある。
- **B案**：店舗の外観又は内装からなる立体商標を出願する際に、商標を構成する要素を実線で、構成しない要素を破線等で描くことを認めるとともに、商標の詳細な説明を願書に記載できるようにする案。既存の立体商標制度をより柔軟な制度としつつ、権利範囲を明確化できるのがメリットである。
- **運用の見直し**：立体商標・位置商標・色彩のみからなる商標で、店舗の外観・内装を保護しやすくするため、商標の特定に関する商標審査基準・便覧を見直す。

### まとめ

B案による制度の見直しと、運用の見直しを行うことが望ましいと考えられる。ただし、安易に店舗の外観・内装が登録されることにより、店舗デザインの選択の幅が限定されることや、無用な紛争が増加することを懸念する声もあり、これらの懸念点に留意した上で、今後更なる検討が望まれる。

## 1-3. 店舗の外観・内装の保護を認めた裁判所の判断例

### ・ コメダ珈琲店事件（平成27年（コ）第22042号）

平成28年12月、東京地方裁判所は、コメダ珈琲店の店舗の外観・内装と類似する店舗の外観・内装の使用禁止を認める仮処分決定を下した。本決定は、**店舗の外観・内装が不正競争防止法上の「商品等表示」に該当**することを認めたものである。

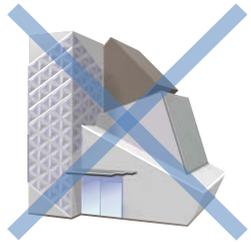
店舗の外観（店舗の外装、店内構造及び内装）は、通常それ自体は営業主体を識別させること（営業の出所の表示）を目的として選択されるものではないが、場合によっては営業主体の店舗イメージを具現することを一つの目的として選択されることがある上、①店舗の外観が客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しており、②当該外観が特定の事業者（その包括承継人を含む。）によって継続的・独占的に使用された期間の長さや、当該外観を含む営業の態様等に関する宣伝の状況などに照らし、需要者において当該外観を有する店舗における営業が特定の事業者の出所を表示するものとして広く認識されるに至ったと認められる場合には、店舗の外観全体が特定の営業主体を識別する（出所を表示する）営業表示性を獲得し、不競法2条1項1号及び2号にいう「商品等表示」に該当するというべきである。



## 1-4. 改正意匠法における空間デザインの保護の概要

- 改正法施行後は、「**建築物**」 (**不動産**) についても意匠権で保護可能。
- 複数の物品や建築物、画像から構成される**内装のデザイン**についても、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」という要件を満たす場合に限り、一意匠として意匠登録を受けることができるようになる。

現行



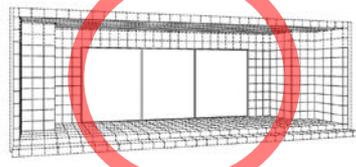
店舗の建物 (**不動産**)



ホテルの建物 (**不動産**)



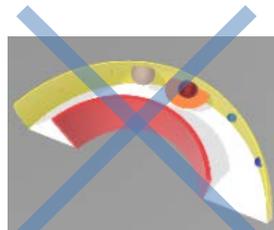
連棟型簡易組立建造物 (動産)  
意匠登録第980108号



展示ブース (動産)  
意匠登録第1390425号



レストランの**内装**

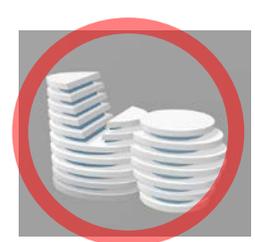


渡り廊下の**内装**

改正後



店舗の建物 (**不動産**)



ホテルの建物 (**不動産**)



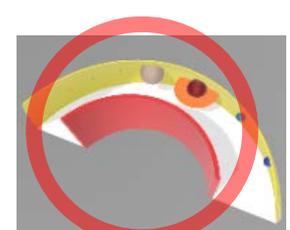
連棟型簡易組立建造物 (動産)  
意匠登録第980108号



展示ブース (動産)  
意匠登録第1390425号



レストランの**内装**



渡り廊下の**内装**

## 2-1. 現行の立体商標制度の概要 内装の例

×登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の方法が認められていない。

×商標の詳細な説明を記載することは認められていない。

×立体的形状の端が商標記載欄に収まらない等、立体的形状の輪郭が明確に表示されていない場合は、立体商標としての構成、輪郭、態様を具体的に特定し得ないとの理由から、商標登録できない。

米国登録商標

【登録番号】4839216

【商標権者】In-N-Out Burgers

【指定商品又は指定役務】

【第43類】レストランにおける飲食物の提供等

【商標の詳細な説明】

マークは、レストランの内部を描写した3次元のトレードドレスで構成されています。内部は、赤い縞の水平列を有する白色断面の分割壁を含む。…（以下略）

## 2-2. 現行の立体商標制度の概要 外観の例



日本登録商標

【登録番号】 5 8 5 1 6 3 2

【立体商標】

【商標権者】 株式会社コメダ

【指定商品又は指定役務】

【第43類】 飲食物の提供

○ 商標記載欄に店舗の外観全体を表すことは可能

× 商標の詳細な説明を記載することは認められていない。  
そのため、願書において、店舗の特徴的な要素等を文章で説明することはできない。

## 2-3. 現行の立体商標制度の課題

### 商標法の定義

「立体的形状」 = 全ての店舗の外観・内装が保護対象

(「立体商標」で保護可能)

しかし

現行の願書の記載方法では保護範囲が不十分？

### 省令

願書の記載方法に課題

例：破線が使用不可  
詳細な説明の記載不可



デパート内のテナント、  
複雑な構成の店舗の保護が不十分

	立体商標	位置商標	色彩のみからなる商標
標章を付する位置等を特定するための破線等の記載 (商標記載欄)	×	○	○
商標の詳細な説明	×	○	○

## 3-1. 米・欧・韓・中との比較

	日本	米国	欧州	韓国	中国
制度	店舗の外観等に関する特別な保護規定はないが、立体商標等(1)で保護され得る。	店舗の外観等に関する特別な保護規定はないが、トレードドレスとして保護され得る。	店舗の外観等に関する特別な保護規定はないが、立体商標等(1)で保護され得る。		
商標見本の記載方法	立体商標では、権利化を求めない部分を破線等で表すことは認められていない。	権利化を求めない部分を破線等で表すことが認められている。	権利化を求めない部分についての規定なし。		
	外観、内装の全体が商標記載欄に収まっていなければならない。	外観、内装の全体が商標記載欄に収まっていなくてもよい。		外観、内装の全体が商標記載欄に収まっている必要があるか否かについて規定なし。	
商標の詳細な説明	立体商標には記載することができない。(2)	必須	任意		必須
他法域での保護	意匠法、不正競争防止法の下で保護され得る。	意匠特許法、著作権法、不正競争法等の下で保護され得る。	欧州共同体意匠規則等の下で保護され得る。	不正競争防止法、著作権法の下で保護され得る。	専利法(3)、著作権法、反不正競争法等の下で保護され得る。

(1)店舗の特定の位置に付する標章は位置商標として、店舗に用いられる色彩は色彩のみからなる商標としても保護の対象となり得る。

(2)位置商標、色彩のみからなる商標には、「商標の詳細な説明」が必須。

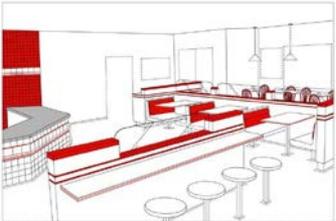
(3)我が国の特許法に相当。

## 3-2. 海外の店舗の外観・内装の例（米国）

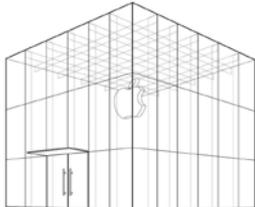
## 店舗の外観

商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
図形		35(衣類やアクセサリー等を扱う小売)	3010214 2005/11/1	標章は、アールデコ様式のサーフパレスとして知られる、出願人のユニークで独特な建物の外観の構成からなる。	Ron Jon Surf Shop of Fla., Inc.	FA登録

## 店舗の内装

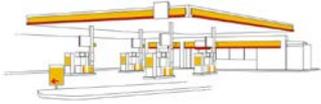
商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
図形		43(レストランにおける飲食物の提供等)	4839216 2015/10/27	赤色、白色、銀色はこの標章の特徴として権利主張されている。この標章は、レストランのインテリアを表現する立体形状のトレードドレスから成っている。インテリアには赤い縞模様の横線を有する白色の分断壁も含まれる。またインテリアには分割壁のパーツの上部に配置された透明なガラスパネルも含まれる。また、インテリアとして、小部屋のある座席エリア、バー用の背もたれのない白い椅子や赤い椅子、小部屋は赤い内張で白いカウンターやテーブルを備えている。さらに、インテリアには、顧客からの注文エリアの周りには、赤いタイルの壁と白いタイルの壁のセクションとシルバーのカウンターを備えた顧客注文エリアが含まれる。破線で示されたものは標章の一部ではなく標章の位置を示すために使用されている。	In-N-Out Burgers.	識別力がなく、商標表示と商標の説明が不明確との拒絶査定 ⇒審判部（TTAB）に上訴、審査官に差戻し ⇒商標の表示を修正し、審査官の再検討により登録

## 店舗の外観・内装

商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
図形		35(コンピュータやその周辺機器及び家庭用電化製品を扱う小売等)	4021593 2011/9/6	色彩は権利主張されていない。この標章は、透明なガラスの壁と屋根、透明なガラスの二重ドア、透明なガラスの天井と天井から吊り下げられた欠けたリングのペンダント型のランプを持つ立体的な建造物で構成されている小売店の特徴的なデザインとレイアウトから成っている。	Apple Inc.	識別力がなく、商標の説明と商標表示が不十分との拒絶理由 ⇒使用により識別力を獲得した証拠の提出、及び、その他の対応により登録

## 3-2. 海外の店舗の外観・内装の例（欧州）

## 店舗の外観

商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
立体		4(オイル, グリース, 潤滑油, 燃料), 35(自動車のサービスステーションで提供する小売), 37	016138158 2017/4/6	サービスステーション	SHELL BRANDS INTERNATIONAL AG(CH)	

## 店舗の内装

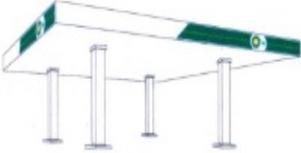
商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
立体		43(カフェテリアにおける飲食物の提供等)	015002504 2016/5/20	商標は「パコマ」バーのレイアウトとインテリア家具を表しています。	Coldap S.r.l.(IT)	商標中に「pacòma」の文字あり

## 店舗の外観・内装

商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
立体		35(被服・履物・かばん類・スポーツ・レジャー用品および飲料スナックなどの小売), 41, 44	014410625 2015/11/25	マークは、BOARDRIDERSストアのウィンドウとそのレイアウトと内装建具の描写からなる。	Boardriders IP Holdings, LLC (US).	商標中に「BOARDRIDERS」の文字あり

## 3-2. 海外の店舗の外観・内装の例（中国・韓国）

## 店舗の外観（中国）

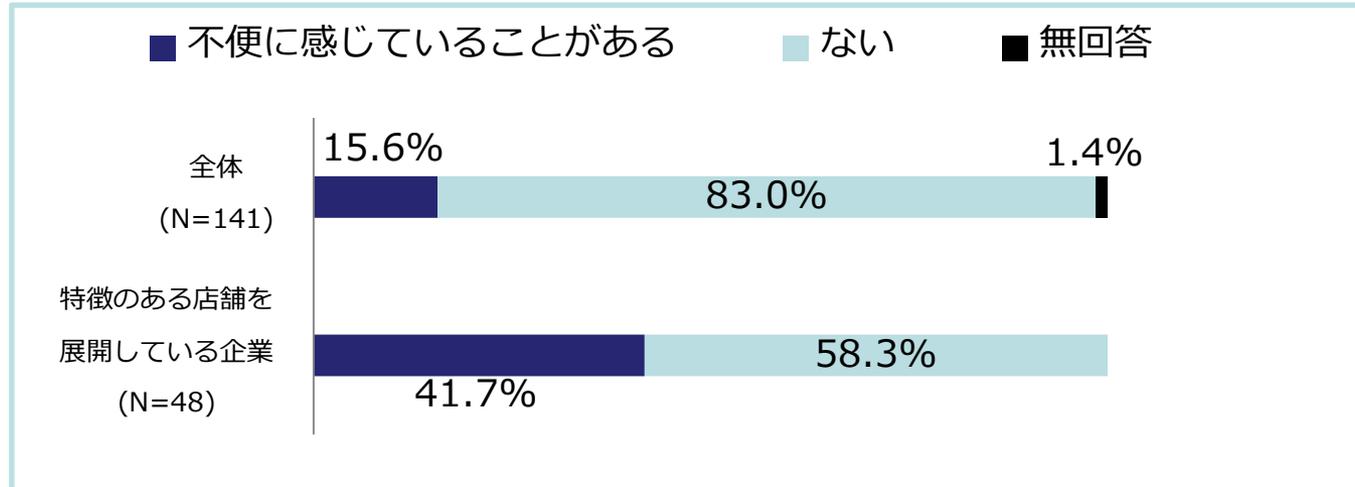
商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
立体		35(事業の管理に関する助言,マーケティング)	4420793 2008/7/14	-	BP P.L.C.	

## 店舗の外観（韓国）

商標タイプ	商標 (登録事例)	国際分類 (指定商品役務)	登録番号 登録日	商標の説明	出願人	備考
立体 文字 図形 色彩		1,4(工業用油,グリース,塵埃吸収剤・塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤,燃料,照明(灯火)用燃料など),35(事業の管理に関する助言,マーケティング),37,39,42	45- 0005058- 0000 2002/3/28	-	ビーピー ピーイー. エル.シー イー	

## 4-1. 店舗の外観・内装の保護のニーズ-1

### 現行の保護について不便に感じていることがあるか

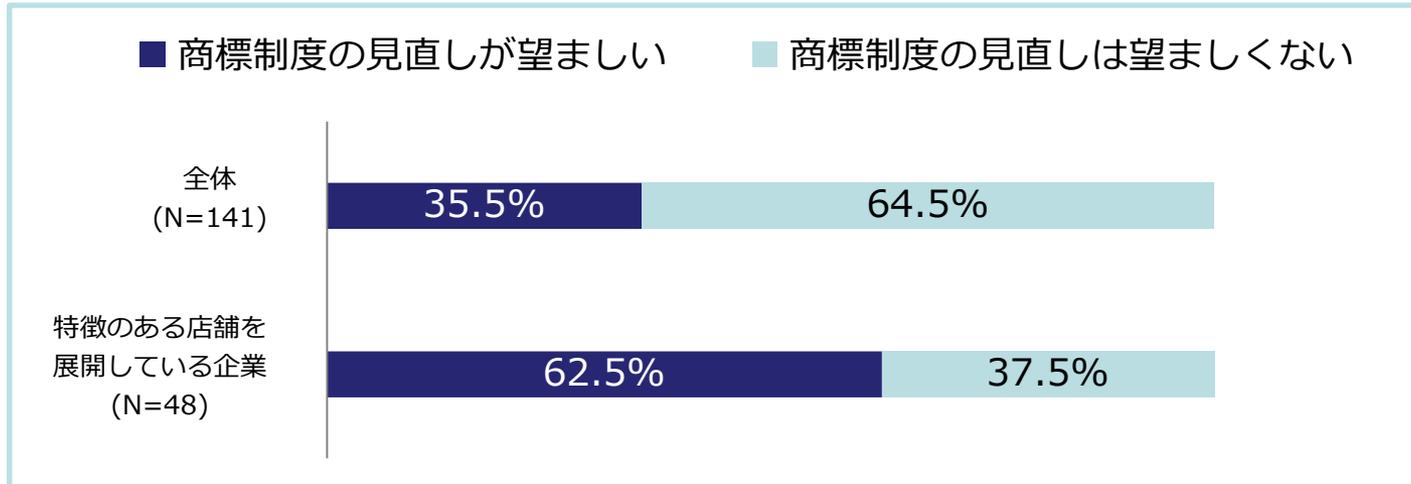


#### 不便に感じていることがある」についての意見

- (土地や店舗スペースの制約等により) 店舗の外観や内装は常に同じにできないが、その点を考慮した制度になっていない
- 立体商標制度で内装の保護を受けられない

## 4-1. 店舗の外観・内装の保護のニーズ-2

### 商標制度の見直しが望ましいか

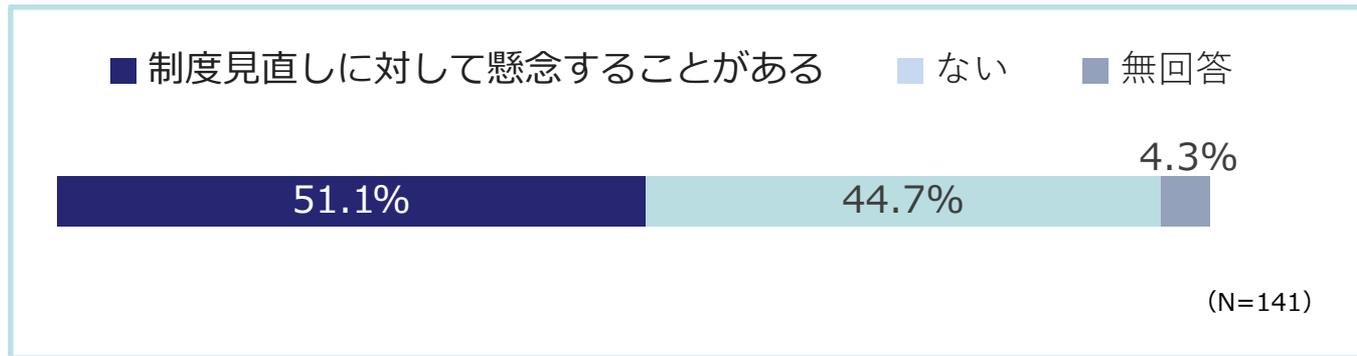


#### 「制度の見直しが望ましい」に関する意見

- 店舗の外観・内装のどの部分について商標登録を受けたいのかを文章で特定しやすくすべき
- 立体商標等の運用を柔軟にすべき

## 4-2. 店舗の外観・内装に関する制度見直しへの懸念点

### 制度見直しに関して懸念することがあるか



### 具体的な懸念点

- 商標調査の負担の増大
- 権利範囲が不明確であることへの懸念
- 周知性がない商標が登録されることに対する懸念
- 類否判断の基準が不明確であることへの懸念
- 他社の権利を侵害してしまうことへの懸念

## 5. 対応の方向性

- ・ 立体商標制度をより使いやすく
- ・ 諸外国と同様の願書の記載方法に

### 対応1：商標の出願方法の見直し（省令改正）

	立体商標		立体商標
標章を特定するための 破線の記載 (商標記載欄)	×	➡	○
商標の詳細な説明	×		○

### 対応2：運用の整理（審査基準の見直し）

⇒商標審査基準ワーキンググループで検討

## 6-1. 関連規定【商標法】

- 商標の定義に「立体的形状」が含まれている。
- 「商標登録を受けようとする商標」の具体的な記載方法や、「商標の詳細な説明」を記載できる商標については、**省令（商標法施行規則）に委任**されている。

### 【商標法】

（定義等）

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、**立体的形状**若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

2～6 （略）

（商標登録出願）

第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 商標登録を受けようとする商標

三 （略）

2・3 （略）

4 **経済産業省令で定める商標**について商標登録を受けようとするときは、**経済産業省令で定めるところにより**、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

6 （略）

（登録商標等の範囲）

第二十七条 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない。

2 （略）

3 第一項の場合においては、第五条第四項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

## 6-2. 関連規定【商標法施行規則】 -1

- **立体商標**については、願書へ記載する際、標章を実線で描き、**その他の部分を破線で描く等の記載方法が認められていない**。

### 【商標法施行規則】

(立体商標の願書への記載)

第四条の三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「**立体商標**」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による**願書への記載**は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により願書に記載された商標登録を受けようとする商標が明確でない場合には、相当の期間を指定して必要な説明書の提出を求めることができる。

(色彩のみからなる商標の願書への記載)

第四条の四 **色彩のみからなる商標**の商標法第五条第一項第二号の規定による**願書への記載**は、次のいずれかのものによりしなければならない。

一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真

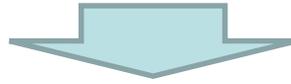
二 **商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等**により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真

(位置商標の願書への記載)

第四条の六 商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標（以下「**位置商標**」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりなければならない。



## 6-2. 関連規定【商標法施行規則】 -2



- **立体商標**については、**商標の詳細な説明を記載**することが認められていない。

### 【商標法施行規則】

第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の**経済産業省令で定める商標**は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 **色彩のみからなる商標**
- 四 音商標
- 五 **位置商標**

2 商標法第五条第四項の**記載**又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
- 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
- 三 **色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載**
- 四 音商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
- 五 **位置商標 商標の詳細な説明の記載**

3・4 （略）

## 6-3. 関連する審査運用-1

- 現行の審査運用では、**立体商標が部屋の内部を表示した場合**のように、その立体的形状の内側を一方向から描いた構成からなるときは、**拒絶理由（商標法3条1項柱書）に該当**する。

### 商標審査便覧（41.100.02）抜粋

6. 立体商標の形状を示す写真の端が切れていることから、その全体の輪郭が明確に表示されておらず、その立体的形状の全体が特定し得ない場合の取扱いについて。

商標記載欄に記載された立体商標を表す写真の一端が切れている場合などにおいて、その全体が把握し得るような写真又は図に補正することは、原則的には立体的形状の追加又は変更であり、要旨の変更となることから認められない。

例えば、**その立体商標が部屋の内部を表示した場合のように、その立体的形状の内側を一方向から描いた構成からなるときは**、その立体的形状の輪郭が明確に示されないことから、立体商標としての構成、態様を具体的に特定し得ないものであり、またそのような構成からなる立体商標が、商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられるものとは認められないことから、**商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする**

〔具体例〕  
（商標法第3条第1項柱書の要件を  
満たさないものとする例）



## 6-3. 関連する審査運用-2

- **色彩のみからなる商標**や**位置商標**の審査運用との関係にも留意。

### 商標審査基準（改訂第14版）抜粋

#### 第12、第3条第1項柱書

#### 9. 色彩のみからなる商標について

##### (1) 色彩のみからなる商標と認められない例

- (イ) 願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における**位置が特定されていると認められない場合**

(解説) この場合、標章を付する対象たる**包装容器を表す破線が、全体像を表していないため、標章を付する位置が定まらず、商品における位置を特定することができない。**

なお、商標登録を受けようとする商標を変更する補正は、要旨変更にあたる。



### 商標審査便覧（54.01）抜粋

#### 3. 位置を特定した色彩のみからなる商標

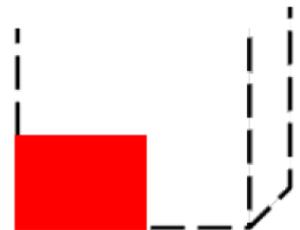
- (1) 商標見本の形状（商品等の全体形状の表し方）

・・・**全体形状が不明確**であること等により、色彩が付される位置が特定されるように表示されているとは認められない場合は、**商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。**・・・

- (例6) 位置を特定した色彩のみからなる商標の商標見本として認められないもの

##### (例6-1)

商品等の位置を特定した色彩のみからなる（商品の包装容器の正面左下部を赤色とする）商標の商標見本として認められないもの（全体形状が不明確であることから、位置が不明確）



## 6-3. 関連する審査運用-3



### 商標審査便覧（56.01）抜粋

#### 1. 商標の記載について

**位置商標**については、実線、破線のほか、着色等により、標章及びそれを付す位置が記載されている場合があるが、いずれの記載方法においても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、**商第3条第1項柱書の要件を満たさない**。

(1)・・・具体的には、願書に記載した商標から、商標を構成する標章そのものが特定できない場合（例2-1、例2-2）や**標章を付する位置を特定できない場合**（例2-1ないし**例2-5**）、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明の内容から、色彩のみからなる商標と認識し得る場合（例2-6）等が該当する。

（例2-5）商品等の形状の一部しか表されていないため、商品等全体における標章を付する位置を特定することができない記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ノンワイヤー型ブラジャーを背面から見た際のタスキ状のストラップおよび背中上部を覆う部分の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品】

ブラジャー、下着、キャミソール、被服

## 6-3. 関連する審査運用-4

- なお、**店舗の形状の識別性**に関連する審査基準は次のとおり。

### 商標審査基準（改訂第14版）抜粋

#### 第15、第3条第1項第3号(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示)

その商品の・・・形状(包装の形状を含む。・・・)、・・・又はその役務の・・・提供の用に供する物、・・・を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

#### 4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

(2) 建築、不動産等<sup>等</sup>の建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。

(注)「使用」の定義の解釈規定である第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第3条第1項第6号の商標審査基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

#### 第18、第3条第1項第6号(前号までのほか、**識別力のないもの**)

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

#### 8. **店舗又は事務所の形状からなる商標について**

**立体商標**について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う**店舗又は事業所の形状にすぎないと認識される場合は、本号に該当**すると判断する。

12. 上記1. から11. までに掲げる商標においても、**使用をされた結果**需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、**本号に該当しない**と判断する。